

美作監査第48号
令和元年8月26日

美作市長 萩原 誠司 殿

美作市監査委員 東内 義典
美作市監査委員 山本 雅彦

平成30年度美作市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

平成 3 0 年度

美 作 市 財 政 健 全 化 及 び
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

美 作 市 監 査 委 員

平成30年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正にされているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の、健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

財政健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	(%) —	(%) —	(%) 12.90
② 連結実質赤字比率	—	—	17.90
③ 実質公債費比率	12.9	13.2	25.0
④ 将来負担比率	15.9	22.3	350.0

(注) 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、実質赤字・連結実質赤字が生じていないため「—」と表記。

3 審査意見

(1) 個別意見

① 実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

② 連結実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は12.9%であり、前年度から0.3ポイント改善された。

④ 将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は15.9%であり、前年度から6.4ポイント改善された。

(2) 総合意見

財政健全化判断比率についてみると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。国の示す基準からみると健全な財政の範囲にあると認められるが、今後とも引き続き、安定的な財政基盤を維持するよう努めること。

平成30年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正にされているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記会計の、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

会 計 名	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業	—	—	20.0
病 院 事 業	—	—	20.0
下 水 道 事 業	—	—	20.0
簡 易 水 道 事 業	—	—	20.0
都市と農村の交流施設事業	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表記。

3 審査意見

資金不足比率については、水道事業会計、以下いずれの会計も資金不足を生じておらず、経営健全化基準からみて、健全な範囲で推移していると認められる。